

# ショートステイ 子ねこ 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社フォーユ（以下『当社』という。）が開設するショートステイ 子ねこ（以下『事業所』という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下『事業』という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の（介護予防）短期入所生活介護従業者（以下『従業者』という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定（介護予防）短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

### 第2条

- 1 従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ 子ねこ
- (2) 所在地 静岡市葵区上传馬32-9

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者として、職種及び員数を次のとおり確保する。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 介護職員又は看護職員常勤換算7名以上  
(介護職員又は看護職員のうち1名以上は常勤)

- (4) 看護職員 2名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
- (6) 栄養士 1名
- (7) 医師 1名

従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、他の（介護予防）短期入所生活介護利用者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して（介護予防）短期入所生活介護計画の作成等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日は1年間365日（無休）とし、24時間営業とする。

（利用定員）

第6条

- 1 事業所の利用定員は、1日 20人とする。
  - ア. 1F 10人 1ユニット
  - イ. 2F 10人 1ユニット
- 2 事業所は、利用定員を超えて利用させてはならない。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第7条 指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は、指定（介護予防）居宅介護支援事業者等または利用者本人等の作成した居宅サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち当事業所と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

（1）身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

(4) アクティビティ・サービスに関すること

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 機能訓練

カ. 休養（養護）

(5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 移動、移乗の介助

イ. 送迎

(6) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作訓練の相談、助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. 住宅改良に関する相談、助言

エ. その他必要な相談、助言

(指定(介護予防)短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その本人負担分の額とする。

2 第9条の通常事業の送迎実施地域を越えて送迎を行った場合でも、それに要した交通費について通常に加算料金以外の徴収は行わない。

3 (介護予防)短期入所生活介護にかかる居住費については、1日あたり1,900円徴収する。

4 (介護予防)短期入所生活介護にかかる食費については、次の額を徴収する。

(1) 朝食代 450円

(2) 昼食代 750円

(3) おやつ代 120円

(4) 夕食代 750円

5 (介護予防)短期入所生活介護にかかる日常生活費(タオル、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、衣類貸出、靴貸出、教養娯楽)については、1日あたり800円徴収する。

6 (介護予防)短期入所生活介護にかかる利用者の都合によるキャンセルについて、急病または緊急入院等のやむを得ない事情を除き、次の通りキャンセル料を徴収する。

(Ⅰ) 利用3日前まで 1,000円×ご予約日数

(Ⅱ) 利用14日前まで 500円×ご予約日数

(Ⅲ) 利用1ヶ月内まで 200円×ご予約日数

7 第1項から第6項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常を送迎実施地域)

第9条 通常を送迎実施地域は、静岡市、川根本町、焼津市、藤枝市の全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を受ける際には、次の事項について留意するものとする。

(1) サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(2) 給食サービスを利用する際の留意事項

食物アレルギー等がある場合は事前に職員に連絡し、不適切なサービス提供を受けることのないように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を実施中において、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の利用契約)

第13条 事業所は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族に対し、短期(介護予防)入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、(介護予防)短期入所生活介護に使用する設備及び備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持・個人情報の取り扱いについて)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議などで利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及びその家族の同意を文書にて得ておくこととする。

((介護予防) 短期入所生活介護計画の作成等)

- 第16条 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）がたてられている場合はその計画に基づいて、4日間以上継続して入居する利用者について心身機能の状態に応じた当該サービスの（介護予防）短期入所生活介護計画を作成し、利用者及びその家族に説明する。
- 2 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(苦情処理)

- 第17条 管理者は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(損害賠償)

- 第18条 当社は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止)

- 第19条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。また措置を適切に実施するため担当者を配置する。

(身体拘束)

- 第20条 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、利用者の身体を拘束し、あるいはその他利用者の行動を制限することは行わない。

(その他運営についての留意事項)

- 第21条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるもの

とし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内 2週間

(2) 継続研修 1ヶ月に一回 職員内部研修、職員外部研修

2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを掲示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、当社が定めるものとする。

(附則) この規程は、平成24年 6月1日から施行する。

令和5年4月1日改訂

令和5年7月1日改訂

令和6年10月1日改訂

令和7年5月1日改訂